

# 広域連携 (定住自立圏構想の推進等) について

総務省自治行政局市町村課  
総務省自治行政局地域自立応援課

# 「定住自立圏構想」の推進（H21～）

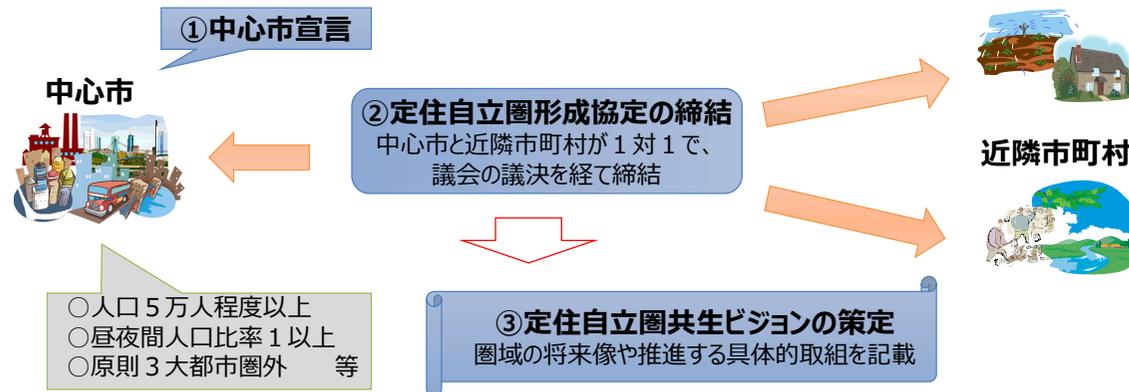
- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成**する。

## 圏域に求められる役割

- ① 生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ② 結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③ **資源制約に対応するための圏域マネジメント等**（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

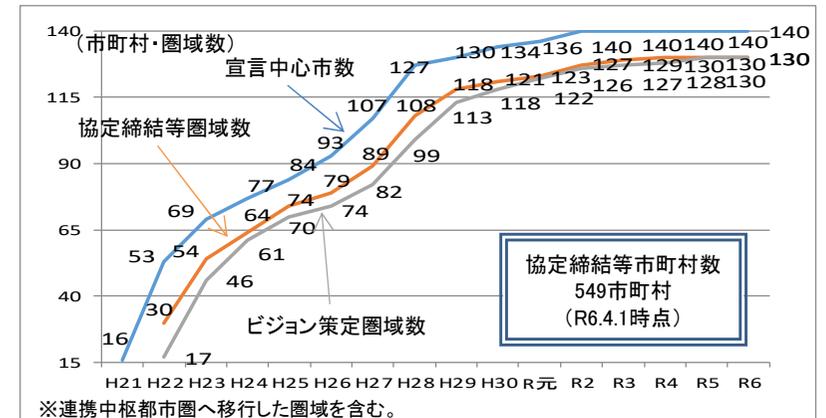
デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）では「**定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である**」とされていることから、圏域における**デジタル技術を活用した取組を促進**する。

## 圏域形成に向けた手続



## 定住自立圏構想への取組状況

KPI：2024年 140圏域（R6.4.1現在 130圏域）



## 定住自立圏構想に取り組む市町村に対する支援

### 特別交付税

- 包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）  
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））  
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- 外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- 地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

### 地方債

- 地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）  
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

### 各省による支援策

- 地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

# 定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して財政措置を講じる。

## 1. 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・ 中心市については、1市当たり年間8,500万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・ 近隣市町村については、1市町村当たり年間1,800万を上限

## 2. 地域活性化事業債の充当

- ・ 圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。  
（充当率：90%、交付税算入率：30%）

## 3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・ 圏域外における専門性を有する人材の活用  
上限700万円、最大3年間の措置

## 4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置  
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ  
（例：融資比率35%→45%）

## 5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置  
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充  
措置率0.6→0.8

## 6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

※このほか、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択もある。

# 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に係る取組の推進について（抄）

（令和7年1月23日付け総務省自治行政局市町村課長・地域自立応援課長等通知）

高度経済成長期以降に整備された施設の老朽化が進む中、これまでも各地方公共団体において公共施設の適切な維持管理や統廃合、集約化等に取り組みられてきたところです。今後、**更なる人口減少の深刻化が見込まれる中、行政サービスを持続的に提供していくためには、他の地方公共団体と連携して、公共施設の集約化・複合化（以下「集約化等」という。）に取り組むことが効果的**であると考えられますが、**広域での取組は十分に進んでいない**旨が、**第33次地方制度調査会答申（令和5年12月21日）**においても指摘されているところです。（中略）貴都道府県におかれては、**下記事項に御留意の上、取組を推進していただく**とともに、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

## 第一 公共施設の集約化等に係る地方財政措置の創設等について

1. 複数団体による公共施設の集約化等に係る特別交付税措置の創設
2. 公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の拡充

## 第二 広域的な議論の場の設定について

広域的な公共施設の集約化等に向けては、**都道府県や連携中枢都市、定住自立圏の中心市等が中心**となって、**広域的な見地に立って、人口減少や住民ニーズを踏まえた公共施設に求められる機能について議論するとともに、公共施設の適正配置に向けた調査検討等を行うことが効果的**であると考えられることから、当該団体においては、**施設の利用実態・立地等の調査・分析や協議会の開催**等を通じて、**広域的な公共施設の集約化等に向けた議論を円滑に進めていただきたい**こと。なお、調査検討にあたっては、第一1(ア)の**特別交付税措置が活用できる**こと。

また、こうした議論の場の開催にあたっては、関係する地方公共団体だけでなく、**外部有識者等の第三者から意見や提案を得ることも有効**であると考えられる。令和7年度より、総務省及び地方公共団体金融機構が共同して実施する「**地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業**」において、**アドバイザーを派遣する支援分野に新たに「地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）」を追加することとした**ことから、積極的に活用いただきたいこと。（後略）

## 第三 「連携中枢都市圏構想推進要綱」及び「定住自立圏構想推進要綱」の改正に関する事項

インフラの老朽化や人手不足といった資源制約が深刻化する中で、**連携中枢都市圏や定住自立圏において、コンパクト化とネットワーク化により生活関連機能サービスの向上等を図っていくためには、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点が不可欠**であることから、今般、「**連携中枢都市圏構想推進要綱**」及び「**定住自立圏構想推進要綱**」を改正し、**連携する取組**として公共施設の集約化、専門人材の確保、事務の共同実施等を位置付けたこと。

# 複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進

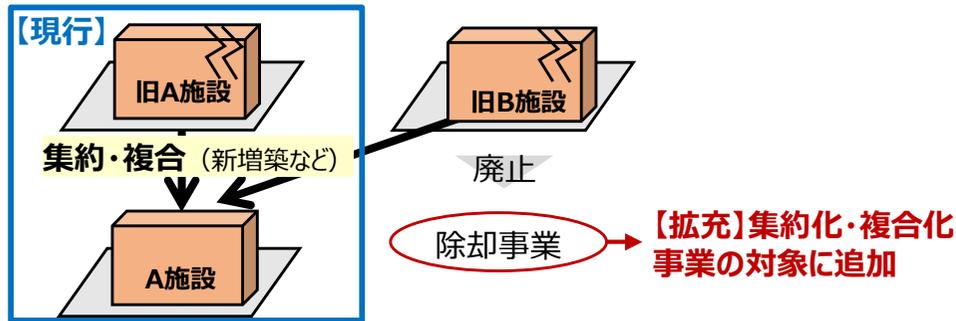
- 特に取組が進んでいない**複数団体による公共施設の集約化等**を推進するため、**集約化等に向けた調査検討**及び**集約化等の円滑化**に係る経費に対する**特別交付税措置**を令和7年度より**創設**。
- 集約化等に伴う施設の**除却事業**を「**公共施設等適正管理推進事業債**」の対象に追加し、**国土交通省と連携**して集約化の取組を促進するほか、**専門アドバイザーの派遣**を実施。

	協議の場の設定 (調査・検討)	新施設の 整備	旧施設の 除却	集約化等の 円滑化
財政措置等	<p><b>【新規】特別交付税措置</b></p> <p>措置率: <b>0.5</b> 措置上限額: <b>500万円</b></p> <p>&lt;対象経費&gt; 複数団体による公共施設の集約化等に向けた<b>調査検討経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>施設の利用実態や立地等の調査・分析</b></li> <li>・<b>協議会の開催、有識者の招聘</b>等</li> </ul> <p>※連携中枢都市圏構想推進要綱・定住自立圏構想推進要綱を改正するとともに、<b>広域的な協議の場の設定</b>を促進 (令和7年1月23日付け総務省自治行政局市町村課長通知)</p>	<p><b>公共施設等適正管理推進事業債</b> (集約化・複合化事業)</p> <p>充当率: <b>90%</b> 交付税措置率: <b>50%</b></p> <p>&lt;対象&gt; ・複数の施設を集約化・複合化する際に実施する整備事業</p> <p>&lt;主な要件&gt; ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの</p>	<p><b>【拡充】公共施設等適正管理推進事業債</b>(集約化・複合化事業)</p> <p>充当率: <b>90%</b> 交付税措置率: <b>50%</b></p> <p>※ただし、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象</p> <p>&lt;対象&gt; ・整備を行う複数施設の統合 ・整備を行わない複数施設の機能統合に伴う除却事業</p> <p>&lt;主な要件&gt; ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの</p>	<p><b>【新規】特別交付税措置</b></p> <p>措置率: <b>0.8</b> 措置上限額: 集約等完了年度(*)を初年度として<b>5年度間で合計5,000万円</b></p> <p>&lt;対象経費&gt; 複数団体による公共施設の<b>集約化等の円滑化のための経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>住民への広報・説明会の開催</b></li> <li>・<b>集約元施設からの移転</b></li> <li>・利用者増を踏まえた<b>備品の整備</b></li> <li>・集約後の施設までの<b>住民の移動費用の支援</b></li> <li>・<b>施設利用料が異なることに伴う激変緩和</b>等</li> </ul> <p>* 新施設の供用が開始された年度(機能統合の場合は機能統合が決定した年度)</p>
	<p>※<b>【新規】都市構造再編集中支援事業</b>(国土交通省R7当初予算)も活用可能</p> <p>複数市町村により、広域的な立地適正化の方針等を定め、地方自治法に基づく事務の共同処理制度等を活用した上で、<b>広域連携誘導施設を整備</b>する場合(施設の統廃合に伴い廃止された<b>施設の除却等</b>も含む)、<b>連携自治体数×21億円</b>を交付対象事業費の上限として支援(補助率:1/2)</p> <p>◆公適債の要件(延床面積の減少等)を満たす場合</p> <div style="text-align: center;"> <p>公適債(集約化・複合化事業) 充当率 90%</p> <p>⇒国庫補助(50%)、交付税措置(22.5%)を合わせて<b>72.5%</b></p> </div>			
その他	<p><b>【新規】専門アドバイザーの派遣</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)に広域連携分野(公共施設の集約化等)を追加</li> <li>・施設の適正配置の調査・検討、関係市町村との合意形成のノウハウ等に係る助言を実施</li> </ul>			

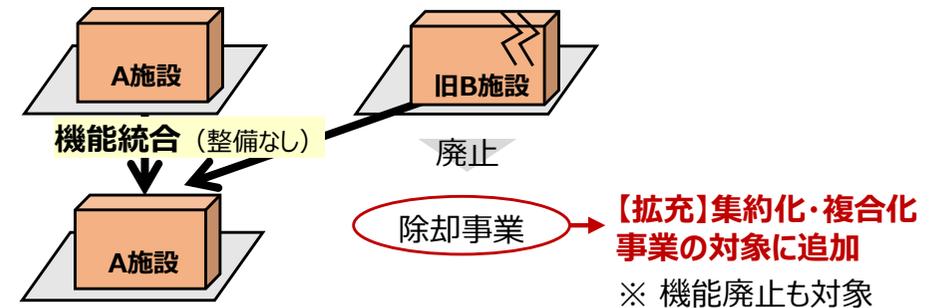
## 1. 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の拡充

- 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業: 充当率90%、交付税措置率50%)について、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を対象に追加  
 ※地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする
- 集約化・複合化した施設の供用開始(機能統合等の場合は供用廃止)から5年以内に除却する施設を対象  
 ※経過措置として、過去に集約化・複合化等した施設は5年超経過後も対象

### (1) 施設の整備を行い、施設を統合する場合



### (2) 施設の整備を行わず、機能を統合する場合



## 2. 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に係る特別交付税措置の創設

- 公共施設((2)は公営住宅又は公営企業を除く)を対象に、以下の特別交付税措置を創設

対象経費	特別交付税措置
(1)複数団体による公共施設の集約化・複合化等に向けた調査検討経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の利用実態や集約化により整備する施設の立地等の調査・分析</li> <li>・ 協議会の開催、有識者の招聘 等</li> </ul> 1団体あたりの措置上限額 500万円 ※ 実際に要した経費の0.5を上限
(2)複数団体による公共施設の集約化・複合化等の円滑化のための経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民への広報・説明会の開催</li> <li>・ 集約後の施設までの住民の移動費用の支援</li> <li>・ 施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等</li> </ul> 集約化等1件・1団体あたりの措置上限額 5,000万円 ※ 実際に要した経費の0.8を上限 ※ 集約化等完了年度を初年度とする5年度間

※専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、複数団体による公共施設の集約化・複合化等の取組を支援

# 令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

## ～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

### 事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

### 事業概要

#### （1）支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
  - ・ D X・G Xの取組
  - ・ 経営戦略の改定・経営改善
  - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
  - ・ 上下水道の広域化等
  - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のD X（消防防災D Xなど）
- 地方公共団体のG X
- **地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）**
- 首長・管理者向けトップセミナー

※ 下線部は、R7に支援分野の創設等を行うもの

#### （2）支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

# 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置（R6年度創設）

- 地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

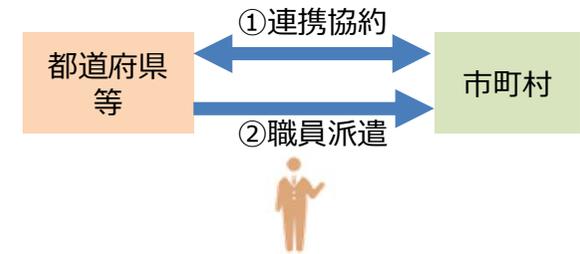
## 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

- 都道府県等が、市町村（政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。）と連携協約（※1）を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材（※2）を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費（※3）について、新たに特別交付税措置（措置率0.5）を講ずる。（財政力補正なし）

※1：地方自治法252条の2第1項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性などを規定することが必要。

※2：保健師や保育士、税務（地方税の徴収等）や用地（道路建設に伴う買収等）など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。

※3：任期の定めのない常勤職員（①主な所掌事務が市町村支援業務である職員、かつ、②対象人材（連携協約に規定された専門人材）の業務に従事する専門職員として採用されている者（又は準じた人事上の取扱いを受ける者））・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。



## 【対象経費等】

### （1）連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費

- ・ 専門人材を派遣する都道府県等への措置  
派遣する専門人材の職種に係る募集経費 × 0.5  
上限額：100万円/団体

### （2）連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費

- ・ 専門人材を派遣する都道府県等への措置  
人件費 × 0.5  
上限額：600万円程度/人  
※市町村からの負担金がある場合は控除  
※自治法派遣の場合は対象外
- ・ 専門人材を受け入れる市町村への措置  
負担金 × 0.5  
上限額：600万円程度/人  
※自治法派遣の場合に対象  
※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度分のみ措置対象